

京都市交通局管理規程 3-9 (京都市交通局職員懲戒規程) の一部を次のように改正する。

平成16年11月1日

京都市公営企業管理者  
交通局長 島田 與三右衛門

第2条第1号中「職員乗車券」を「業務用乗車券」に改める。

第3条第5号中「職員乗車券」を「業務用乗車券」に改める。

第4条第4号中「職員乗車券」を「業務用乗車券」に改める。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)